

【ドイツ】たばこ製品法の制定と改正

国会分館 栗原 稜

* ドイツは、違法なたばこ製品から消費者を保護するための EU 法の国内法化を 2016 年に行い、2019 年にトレーサビリティ・システム等の確立を図る改正を行った。

1 EU におけるたばこ規制の展開

EU は、たばこ製品指令¹ (2014/40/EU) を、2014 年 4 月 29 日に公布した。同指令は、氾濫する違法なたばこ製品への対処と国際水準への適合を目的とし、域内市場から違法な製品を排除するため、加盟国に相互運用可能なトレーサビリティ・システム等を新たに義務付けるものである。トレーサビリティ・システムは、域外から輸入され、又は、域内において上市されるたばこ製品を対象とし、たばこ製品の全ユニット・パッケージ (たばこ又はたばこに関連する製品の最小の個々の包装) に対し、一意の識別子を付与し、それにより当該製品の製造業者、輸入業者、製造日、製造地、出荷ルート²の記録に電子的にアクセスすることを保証するものである。

次いで、2017 年には、欧州委員会委任規則 (EU) 2018/573、同実施規則 (EU) 2018/574 及び同実施決定 (EU) 2018/576²が制定され (以下「EU たばこ製品委任規則等」)、システムの詳細な技術仕様等、同指令がより具体化された³。

2 ドイツたばこ製品法—EU 指令の国内法化

ドイツでは、まず、EU たばこ製品指令 (2014/40/EU) を国内法化するための法律⁴ (全 8 条の条項法⁵) が 2016 年に制定された。同法は、第 1 条によりたばこ製品法⁶を制定し、また、第 8 条により従来の暫定たばこ法⁷を廃止した。たばこ製品法は全 8 節 47 か条から成り、主な内容は、経済事業者の義務、たばこに関する警告表示、たばこ製品の新しい認証プロセス、電子タバコに関する規定、偽造・偽装からの消費者保護、広告規制等である。

(1) 第 1 節「総則」 (第 1 条～第 3 条)

第 1 条は、EU たばこ製品指令第 2 条「定義規定」が本法に適用されることを定める。第 2 条は、「経済事業者」を、たばこ製品の製造業者、任意代理人、輸入業者、販売業者及びサプライチェーンにおけるその他の行為者と定義し、第 3 条で、経済事業者は、本法及び本法に基づく法規命令の要件を満たすたばこ製品のみ上市されるよう保証する義務を負うこととした。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 4 月 7 日である。

¹ Directive (EU) 2014/40/EU of the European Parliament and of the Council of 3 April 2014 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning the manufacture, presentation and sale of tobacco and related products and repealing Directive 2001/37/EC, OJ L 127, 2014.4.29.

² 欧州委員会委任規則 (EU) 2018/573 (OJ L 96, 2018.4.16.) ; 実施規則 (EU) 2018/574 (OJ L 96, 2018.4.16.) ; 実施決定 (EU) 2018/576 (OJ L 96, 2018.4.16.)

³ 例えば、たばこ製品の真正性を保証するセキュリティ機能は 5 種類以上の認証要素から構成され、偽造を困難にする。具体的には、視覚的に認証可能な要素、簡易的な外部デバイスの使用により認証可能となる要素、高度な専門設備を用いてのみ認証可能な要素等を必ず含むよう義務付けることで、安全性を高めている。

⁴ たばこ製品指令を実施する法律 (Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie über Tabakerzeugnisse und verwandte Erzeugnisse vom 4. April 2016 (BGBl. I S.569))。一部を除き、2016 年 5 月 20 日施行。

⁵ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

⁶ Gesetz über Tabakerzeugnisse und verwandte Erzeugnisse (Tabakerzeugnisgesetz) vom 4. April 2016 (BGBl. I S.569)

⁷ Vorläufiges Tabakgesetz (BGBl. I 1997 S.2296)。1975 年施行。

(2) 第2節「たばこ製品」(第4条～第12条)

第4条はタール・ニコチン等の排出量の上限值を、第5条はたばこ製品に含まれる成分について規定し、第6条は、健康に関する警告表示がパッケージ上に記載されることを義務付ける。第7条がトレーサビリティ・システム及びセキュリティ機能について定める規定で、たばこ製品はパッケージに、①一意の識別子⁸が付与され、かつ、②たばこ製品偽造防止のためのセキュリティ機能を備えていなければ上市してはならない、また、たばこ製品の製造業者及び輸入業者は第三者⁹とデータストレージ契約を結ばなければならないと規定された。第8条以下の構成は、第8条「照射¹⁰」、第9条「植物保護製品¹¹」、第10条「表示」、第11条「経口用たばこ製品」、第12条「新規たばこ製品」となっている。

(3) 第3節「関連製品」、第4節「たばこ製品及び関連製品のための一般規定」、第5節「日用品」、第6節「監督」、第7節「罰則規定」、第8節「末尾規定」(第13条～第47条)

第3節では電子たばこやハーブたばこ等に別個に規定を設け、電子たばこのリキッド(電氣的に加熱・気化させ、吸入する溶液)製造には、高純度で有害性のない成分を用いなければならないとした。第4節はマーケティングに関し、消費者保護を目的とした事項を定め、消費者を誤解させる製品・宣伝(十分な表記を欠く模造品や有害性が低い旨の宣伝)等を禁じた(第18条)。第8節第42条は、EU域外への輸出目的の製品に対する本法の適用除外を定めた。

3 たばこ製品法第一次改正法—EU規則等の国内法化

次に、EU たばこ製品委任規則等が定めている詳細な要件等を反映させるために、2019年4月30日、たばこ製品法第一次改正法¹²が公布された(2019年5月1日施行)。

(1) 販売可能なたばこ製品の要件の厳格化

販売可能なたばこ製品の要件を、EU たばこ製品委任規則等の要件を満たすトレーサビリティ・システムの適用を受けるたばこ製品に厳格化した(第7条第1項)。

(2) 識別子の発行機関に関する規定の新設

トレーサビリティ・システムの主要な構成要素である、識別子の発行機関に関する規定が新設された(第7a条及び第7b条)。発行機関は、欧州委員会実施規則(EU)2018/574第8条、第9条、第11条及び第13条にいう識別子及び発行者識別コードを生成して発行し、たばこ産業からの独立等の要件を満たさなければならないとされた。また、発行機関には、自らが収集したデータと所管官庁が保有するデータを照合する権限が付与された¹³。

(3) 適用範囲の拡大

虚偽申告による不正な輸出に対応するため、改正前は適用を除外していた、EU域外へ輸出されるたばこ製品についても、適用する要件を規定した(第42条第1項)。

⁸ たばこ製品のユニット・パケット又は集合包装(カートン等)を一意に識別可能にする英数字のコードで構成。

⁹ EU たばこ製品指令が定義する第三者は、欧州委員会委任規則(EU)2018/573によりプロバイダーと再定義された。プロバイダーは、データストレージ契約に基づき、製造業者及び輸入業者から製品のトレーサビリティ情報を受領し、管理(データストレージ)する。データストレージ契約を義務付けたのは、独立したプロバイダーにトレーサビリティ情報を管理させることで、トレーサビリティ・システムの独立性と透明性を確保するためである。

¹⁰ たばこ製品の殺菌等を目的とする、紫外線又は放射線の照射。消費者の健康保護の観点から規制する。

¹¹ いわゆる農薬。たばこ製品に残留する農薬の許容上限値と、残留が禁止される農薬を連邦食料農業省が定める。

¹² Erstes Gesetz zur Änderung des Tabakerzeugnisgesetzes vom 29. April 2019 (BGBl. I S.514)

¹³ 経済事業者等はあらかじめ、発行機関に対し、識別子及び発行者識別コードの生成・発行を申請する。この際、発行機関は、経済事業者を特定・認証するために、自身が収集したデータと所管官庁が有するデータを比較する権限が与えられる。これにより、トレーサビリティ・システムの完全性とトレーサビリティ情報の信頼性が向上する。